

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会及び産業構造審議会環境部会廃棄物・
リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ合同会合における
意見陳述 2004年10月14日 (当日配付資料は10頁以降に添付)

慶應大学の山口でございます。有識者と言われますと、実は知識がないので、大変恥ずかしい思いをいたしております。こんなにたくさんの方が聞いてくださって非常にびっくりしております。大学でも、このくらいの人数の履修者がいるという講義はあるんですけども、出席率がこれほどよくはない—こんな感想でございます。冷暖房がないというのは大学でふだんなれておりますので、その辺は全く問題がないという次第でございます。

今、花嶋先生からご紹介ございましたけれども、私自身、特にこの問題について経験、知見があるということではないのでございますけれども、たまたまでございますが、OECDのガイダンスマニュアルの作成過程で、その場所に行ってワークショップでスピーチをしたり、あるいは作成過程で二転、三転、四転、五転はしたんですけども、その都度いろいろ向こうの担当者と口頭やEメールで議論したり、そんなことをやっておりました関係で、恐らくちょっと来いと言われたのではないかと感じております。

細かくは説明いたしませんけれども、OECDのガイダンスマニュアルですけれども、実はOECDの場というのは各国政府が合意した文書しか採択できない、公表できないんですね。ということで、いろいろな政府の思惑があって、最終的にはこれはコンプライズの代物であると、まずこういうことですね。

それともう一つは、二転、三転、四転というのは、特に **Polluter Pays Principle** というのがございまして、これは私はちょっと日本の解釈は間違っているのではないかと感じておるんですけども、それをめぐって本当に克明に—私は実はこの外に出ていないものも全部読んで、いろいろ意見を言ったわけですけども、本当に右に行ったり左に行ったり変わりがまして、これについては、実は私は英語の論文で書いてありまして、ご興味があります方は私のホームページにアクセスしていただければご覧になれます。もしわからなければ言っていただければ、それをお送りすることはできます。

さて、きょうは時間が非常にタイトでございますので、一応30分というふうにお聞きしておりますので、その間に話をさせていただきます。

まず、OECDのガイダンスマニュアル、これは完成前から注目を浴びていまして、世界にかなり影響を与えている。そのこと自身は非常に望ましいと思っております。ただ、このマニュアルでは、最初はもう皆さんご存じのことを念のためにおさらいをしておきますけれども、EPR、拡大生産者責任とは何かということで一応ここに書いてあるんですけども、生産物に対する生産者の物理的・金銭的責任を当該製品の廃棄後まで拡大する環境施策の手法である。だから、環境施策もいろいろな手法があるけれども、そのうちの

一つである。特徴として責任を全面的、部分的、—これは部分的と書いてあるのは容り法がそうだからということですね。自治体からライフサイクルの上流にシフトすること、テークバック及びリサイクル、あと生産者に環境に配慮した製品生産を行うインセンティブを与えること、この2つが特徴である。

したがって、ここで言っているEPRについては、責任を全面的に自治体から生産者に移すというのも入りますし、部分的に移すというのも当然このマニュアルの対象になっているわけです。そして、対象としては、自治体から生産者ということですから、基本的にヨーロッパでの、いわゆる日本で言う一般廃棄物、これを念頭にこのマニュアルはできません。

もともと、この検討が始まったのは1994年ぐらいからなんですけれども、当時はまさに、日本で言う容り法、パッケージのリサイクルの問題だけを頭に、みんなで議論していたんですね。最後の段階になって家電の問題が急に出てきた。さらに自動車が少し、あっちの方に見えるかなという、こういう状況になって、大分そのあたりで少しずつ変わってきた。ですから、このマニュアルの一番の問題点の一つが、先払いか後払いかということはほとんど検討していない、非常に不備なんです。ただ、これは、いわゆる容りを対象としていたので、後払いということは余り考えていないわけですね。ということで、その前提でこのマニュアルが出来ている。

そして、この目的としては、基本的には処分場が足りないというところから始まっております。それから、資源の有効利用ですね。括弧というくらいの位置づけで環境汚染ということがあります。そして、このマニュアルというのはい体何だということですが、これはこのマニュアルの中にも入っていますけれども、各国政府へ情報を提供するものです。まず情報提供ですね。したがって、このマニュアルによって特定の方向を与えたり、EPRの優先性を正当化するものではありませんよ。要するにこのマニュアルをつかって、皆さんこれが一番いいからこうしなさいということではなくて、一応EPRを考えている政府は、これを読んでいろんなチェック項目もありますから、そこをよく読んでください—簡単に言うと、このマニュアルはそういう位置づけです。

そして、もう一つ重要なことは、各国の経済、社会、文化的背景を勘案する必要がある。OECDの議論に、私は定期的に出ていますけれども、何か議論するとそれぞれみんな国柄が違うわけですね。これで一つということではなかなかうまくいかない。そういうことで、各国の状況をよく考えてやったらいいのではないか、これがこのマニュアルの位置づけだと思います。

そして、内容としては、いわゆる拡大生産者責任、実はこの言葉は余りよくなくて、理論的には「生産物に対する責任の拡大・分担(Extended and Shared Responsibility on products)」というのが本当は正しいですね。ところが、エクステンデッド・プロデューサー・レスポンスビリティ、EPRというのはい余りにもみんなその言葉を使いなれてしまったので、もうこれでいこうということに最初なった。アメリカは最後までこれに抵抗

してしまして、最後決まる瞬間にも、アメリカ人の議長がわざとこの言い方を間違えたりして最後まで抵抗したというような状況がございます。

そして、この生産者というのは、生産するから生産者というのではなくて、これは定義がはっきり書いてあるんですけども、その製品やサービスに対するコントローラビリティ、要するに制御可能性を生産者が持っていることが多い。したがって、制御可能性を持っている人のレスポンスビリティなんだと、こういうことなんですね。それがたまたま生産者というケースは非常に多い。だから、制御可能性イコール生産者となることがある。ただ、本質は、例えばデザインを変更したりというような意味で制御可能性を持っている、それがここで言う生産者なんだという、こういうことですね。あと、小売りとか流通、消費者がすべての主体の協力が必要、これはもう言うまでもないことでございます。

次に、制度設計上の留意点なんですけれども、このマニュアルにいろいろなことが書いてありますが、一応皆様のお手元に、私が日本語で大学の雑誌に書いた「EPRに関するOECDガイドンスマニュアルについて」というのがございますので、これを見ていただくと詳しく出ております。エッセンスを申し上げますと、一つは製品の性質が様々なものが対象となる。それから手法も、規制から自主協定と多様である。—例えばEPRについても自主協定というのがあるわけですね。こうした中で、製品によってもこの中身は違ってくるでしょう。そして、あと何を対象にするか、それから既販売製品、既に売られたものをどうするか。各関係者の役割、こういうものについて総合的に分析して、その国が最もいいと思うことをやったらいいのではないですかということです。特に、ここで言っているのは最終処分量が多い製品とか、処分場制約が強い製品にはEPRが適しているだろうと、こういう書き方をしております。そして、責任の分担ですけれども、自治体と生産者、生産者その他の民間主体、このあたりでそれぞれ責任をシェアする。もともとシェアード・レスポンスビリティという言葉がずっと入っていました。

そして、このマニュアルには、実は幾つか問題があります。その一つは、先ほど申し上げましたように、処理費用後払い、先払い問題で、これは非常に不十分なんですけれども、そこは私のさっき申し上げた雑誌に書いたものを見ていただければおわかりになる。ただ、これはもともとパッケージングだけを対象に始まった議論なので先払いが当然ということで重要視されなかった訳です。

もう一つ、実は地方税の還元問題というのがある。私は随分OECDの担当者と議論をしたんですけども、彼らは「それはおれたちの問題じゃない。各国の問題なので、ここではそこは議論しない」みたいな、こういうスタンスがずっと貫かれていた。この点については後でまた申し上げたいと思います。

それで、2ページ目に参りまして、容り法の見直しに際しての論点、考え方。私自身は、容り法はEPRの考え方をとり入れた初めての日本の法律として、実際に対象となった品目の減量化とか回収率、リサイクル率の向上、参加自治体数の増加、リサイクル技術の革新、国民の関心の向上、こういう面で非常に大きな役割を果たした。日本はそれが非常に

うまくいっているなど、こういうふうに、まず認識をしております。

それで、今後容り法を見直すときに、何をクライテリア、基準にして考えるべきかという事ですけれども、これは一つはもちろん環境効果ですね。そのためにこれをやる。それと、2番目が経済効率、安く同じ目的を達成する、これが非常に必要なことです。それから衡平性、エクイティーですね。だれかだけが非常に不公平になる、こういうことではまずい。それから、現実実現可能性があるということ。それから、容り法の場合には環境教育ということも、やはり大きな判断基準ではないかと思っております。

そして、論点の1ですけれども、このあたりから、これからいろいろ議論が出るんだと思うんですが、自治体の役割ですね。いわゆる自治体から生産者へ全面的に責任を移転するという、考えは当然あるんだろうと思うんですね。それに対して、どういうふうに考えるのかということちょっとだけ申し上げたいと思います。

これは、生産者への物理的及び金銭的責任の移転、全面的な移転、ドイツ方式ですけれども、これはだれにとって得かということは今は申し上げませんで、社会全体としてプラスかどうかということを考えるといいだろうと、そういうふうに思います。そして、これによって生産者の方は、当然さらにもっと努力をしようということで、3Rに対するインセンティブが強まるということは当然であります。ただここで、例えば生産者に責任が移ったから消費者は何も負担しないということは間違いなんですね。我々の言葉で言うと「需要弾力性」と言うんですけれども、3対7とか7対3でメーカーと消費者がメーカーの費用の増加分を分け合うことに必ずなるんですけれども、その説明をすると、とても長くなってしまいますので、そこは省かせていただきます。

そして、一番の考え方は、今、自治体がやっているコスト、それを仮に生産者がやるとした場合に、どちらが安いのかというのが決め手になると思いますね。そして問題は、例えば今、仮に民間の方が安いと—どうか知りませんが、自治体が100かかって民間が80だとした場合に、そうすると仮に自治体で100のところを民間に移します。すると、日本全体のコストとしては180になりますね。住民税はそのままになります。それでは、社会全体としてのコストは180に上がってしまうわけです。したがって、その自治体の100の部分は、住民税、その分を住民に返す、これは個人もあるし法人もあるでしょう。あるいは、そのメーカーにその分を移す、100移すのか80移すのか知りませんが、何かそういうふうにして、社会全体としてのコストを80にしないことには、これは失敗である。社会としては非常にコスト高になる問題である。これだけを申し上げておきたい。だから、社会全体として100が80になるように、ぜひすべきであるということですね。こういうことを最初に申し上げたいと思っています。

ここでもう一つ、自治体が責任を移す、移さないという前に、自治体の業務が効率的なのかどうかという、これは随分前から議論があつて、最近だんだん資料が整ってきたように思いますけれども、まだなかなかわからない。中には市場化テストということをやつて、民間の方が安いと言っている、そういうレポートも実際に、地方自治経営学会報告という

のが出ております。容りがどうかというのは、これはその場で考えればいいのではないかと
いうふうに考えています。

それで、要するにこの自治体が効率的かどうかというのは、本当にわからなかったんで
すけれども、これに備えて、環境省さんでいろいろ調査されたデータを見て驚きました。
物すごい細かい調査があります。ここまで来たのかと思ったんですが、ただ、まだまだ、
例えば規模の経済性なんかきれいにでてくるようにはなっていないですね。小さいとこ
ろと中くらいのところ、大きいと、だんだんよくなるかという、全然それは違う動きを
しているのでなかなか難しいかなと。ただ、もう少しデータがそろって、ぜひそのあたり
をきちっと把握した上でどうするかということをやればいいんじゃないかというのが私の
考えです。

そして、この容り法の費用便益分析、実は2度政府がやっています。これは、私は非常
に高く評価しておりまして、今までいわゆる政策について、コストとベネフィットがどう
なっているということはほとんどなかったんです。その中であえてやられたということ
をまず第一に評価しておりまして、この結果が一番下に出ているんですけども、最終処分
場をそれによってつくらなくて済むようになった場合には、15億のマイナスです。そうで
はない場合には95億のマイナス。ですから、この場合にはやってマイナスになったとい
うことになる。

ただ、これは容り法ができた直後の1999年度のデータに基づいたものです。ガラスもペ
ットもまだ始まったばかりです、今はもっと成熟しているわけですから、もう一度こう
いうデータをきちっとやり直してみたらどうかというように思っています。そして、実は家
電についても、これは政府が同じようなことをやっています。家電はどうやったかとい
うと、やる前のマイナスが、例えば800だった。そしてやった後のマイナスが700だ
った、どっちともマイナスなんですね。だけれども、この家電リサイクル法をやった方
がマイナス800からマイナス700になったから、100よくなったと、こういうことを
言っているわけですね。実際、ですから容り法についても、ここではマイナス出ていま
すけれども、その前にもマイナスであって、そのマイナスと今度のマイナスを比べな
ければいけないというのは、本当は方法論としてはそういう比較をする必要がある。

ただ、いずれにしても、こういうことを最新のデータでもう一度やることによって、も
しかしたらあるもの、物質については、かえってこれは容り法の対象としない方がいい
ということがあるかもしれません。これはやってみなければわかりません。あるいは、ほ
かのものは対象にした方がいいかもしれません。いずれにしても、そういうデータを整
理して、その上でやらないといけないのではないかとというのが、この点についての私
の感想、問題提起でございます。

そして、第2番目に、3ページにまいりまして、これはちょっとまた論点が違う話です。
3Rという、リデュース、リユース、リサイクルですね。そして、もちろん法律には3R
の順番なだけけれども、状況によってそうでないときにはそれは変えていいよというふう

に書いてあるわけですが、たまたまこのプラスチックのリサイクルについて少し見てみたんですけれども、現状は、法律でははっきり書いてあるわけではないようですが、マテリアルが優先、それからケミカルとなっていて、サーマルは認められていない、こういうことです。ただ、例えばマテリアルとケミカルの比較をしてみますと、入札で、まずマテリアルの方を優先して、そしてそれがなくなったところでケミカルにというふうな、そういう制度になってきていますが、結果としてはマテリアルの方がかなり高い。ですから、それによってコスト高になっている。それをどう考えるかということだと思っ

てですね。そして、たまたまですけれども、これはマテリアルとケミカルとサーマル、リサイクルを、これは実はヨーロッパで製品バスケット法というのが随分はやっています、あちこちでやっているんですけれども、それをもとにいろんな計算をする。ただ、ここで環境効果はCO₂、SO₂、NO_xだけですから、ほかにももっといろいろあるはずだという、そういうことはこれからまだ足していけばいいことです。それで言いますと、環境効果については、ごみ発電をやる場合には発電効率によって、サーマルとそれ以外の○と×が逆転しています。

そして、今度は経済効率で見ますと、発電効率が2割だとサーマルの方がいい。ところが環境効果はサーマルが悪いわけですね。発電効率がもし3割になると環境効果サーマルの方がよくなりますけれども、経済効果はどうかというと、実は今まだ、ごみ発電の3割の発電効率がないようでして、このところは計算がなかなか—いわゆる我々に手に入る資料がないんです。いずれにしても、ただ例えばこういうことを見て、少しテスト的に何かやってみたらどうかという感じがするんです。そうしますと、今度は技術革新に対する効果も出るかもしれない。ただ、この場合に、単に経済性がいいとか、それだけでやるのは、恐らく容り法の場合には必ずしもしっくりしないかもしれない。いわゆる、やはりものはもので残したいという、本質的に我々思っている、そういう感情があります。

それから環境教育というので、見ても、仮に燃やして電気になるよと言っても、子供はやはり、またもとに戻したらいいなと思うかもしれませんね、そういうこと。それから家電等で、今マテリアルリサイクルを一生懸命やっておりますけれども、その辺に対する影響、いろいろなことを考慮する。だけれども、これを最初からシャットアウトするということはない。いろんなことを考えておいて、一体何がいいかを考えるといいのではないかなというのが、私の考えであります。

次に、この3Rの関係で、お手元にフィナンシャルタイムスの記事、これは実はこんな大きな記事ですけれども、ちょっと縮小で読みにくいかもしれません。これは何が書いてあるかというのは、ここにちょっとありますけれども、2003年1月に、リサイクル可能な缶と瓶に対するデポジットが0.25から0.5ユーロで導入されました。これはなぜかということ、再利用容器が所定の比率を下回っていたんですね。したがって、デポジットを法律に基づいて始めた。そのときからスーパーマーケットで、リサイクル可能な缶とか瓶の販売

停止が相次いだ。要するに、それを持ってこられても集めてリサイクル工場にもっていくというのは、とにかく合わないので、自分の店はもうこれを扱わないということになった。そうすると、消費者は今度はスーパーではなくて、購入した小売店に持っていかないと、そこからまたリサイクルしてもらえないということになりますから、これは非常に不便だというので、消費者はそういうのは買わなくなる、売り上げも減少しますね。そうすると、今度はスーパーでは回収ルートを新たにつくることによるメリットがどんどん薄れてくるわけですね。そういうもの自体のごみが出てこなくなるということですね。ということで、そういうルートを構築するインセンティブが縮小してしまう。それから、当然、新聞にいっぱい出ていますけれども、雇用面にだんだん影響が及ぶ。これがこの新聞の記事の中身です。ですから、そうではないケースもあるかもしれませんが、いわゆるリデュース、リユース、リサイクルというのを余り形式的にやると、もしかすると逆のリパーカッションが出るかもしれないという、一つの流れとしてお話したいと思った次第です。

論点の3は、これは私の専門のうちの一つで、貿易と環境といっても、皆さんの中には環境問題とWTO、GATTがどういうことになるかという疑問をお持ちの方もいるかもしれませんが。実際には、デンマークボトル事件というのが発端だったわけですが、デンマークでは、ビールとかジュースみたいなものは、缶ではなくて再利用可能な瓶でなくては売ってはいけないという、こういう法律をつくりました。本当は詳しいんですけども、余り詳しく申し上げません。ところが、ヨーロッパのビールなんか、ほとんど全部缶だったんです。デンマークに輸出するときだけ瓶にしなければいけない。しかも、単に瓶にするだけではなく、それが回収されてきちっと再利用されるという証明がないと、それは売れないということになりました。ヨーロッパというのは、シングルマーケット、単一市場を売りものにしていく訳ですね。このローマ条約30条に違反するという訴訟が起こったんですね。ヨーロッパでは、実は環境の方が大事だと言って、デンマーク政府が勝ったんです。ところが、少し性質は違うんですけども、メキシコとアメリカで、今度はマグロとイルカという—これは時間がないのでお話できませんが、そういう環境の争いが起こったときには、要するにあまりにやり過ぎた環境法というのは自由貿易に反するから、それはだめだと、簡単に言うとそういうGATTの判例が出ました。

そういうことで、例えば今後いろいろな問題が起こってくるだろうと。例えば、テークバックの義務づけとか、リサイクルコンテンツ—リサイクルコンテンツは実際にヨーロッパの家電について、日本が強硬に反対をして撤回させた経緯があります。要するに、日本のものは売れなくなる、日本はヨーロッパと事情が違うんだ、こういう理由ですね。それから、缶ビールと瓶ビールというのはどうか。GATT上は同種の製品は区別してはいけない。昔は缶ビールも瓶ビールも全く同じ、当然同じだったんですが、今は瓶と缶では、例えば国内のリサイクル制度が違うと扱いが異なることになる。それがGATTで言う同種の製品、ライクプロダクトというんですけども、それとの関係がどうなるかまだだれもわからない、こんなことがあります。

そして、実際にヨーロッパのWEEEですね。廃電気電子機器の指令、これに対して日本もアメリカも、政府と業界が猛烈に反発して、あまりにやり過ぎた。結局、ヨーロッパの産業保護に当たるから、やり過ぎのものはもとに戻せ、こういうことを言いました。逆に、日本の皆さんご存じの、自動車のトップランナー方式、これは日本の温暖化対策として非常に重要な自動車燃費の向上を目的とした環境規制ですが、これはアメリカとヨーロッパから日本はやり過ぎたと、それによって米・欧から日本に輸出する自動車を減らすことをわざとねらっているんだらうという正式なクレームがありました。今後環境規制を行うときには十分貿易への影響を配慮しなければならない。今度容り法の改正に際して、必ず指針に入れなければいけないのではないかというふうに思っております。

次の論点の4ですね。再生品の需要創出、たまたまこれ、ついおとといも12チャンネルでやって、その前もNHKがやりましたので、もう皆さんはごらんになったと思うんですけども、要するに、リサイクルしたものが使われないと、これは何もならない—当たり前の話ですけども。よくテレビのブラウン管の話が出ますよね。要するに、日本で義務があるからリサイクルする。日本では、もうそういうブラウン管テレビつくっていないから全然使えない。ところが、例えば中国に持っていけば十分使える。もちろん、これにはまたバーゼル条約のバン・アmendメントとか、いろいろなものが絡んできますけれども、それをご説明する時間がありません。

要するに、私自身は最終的には地球規模で資源の最適循環が達成されればいいのではないかといいことだと思いますね。そこにまた競争要素が入ってくる、これはいいのではないかと。たまたま12チャンネルでやったものは、日本のリサイクルの業者の方が競争力をつけて海外に進出する。普通の、まさに動脈経済と同じ状況になってきたわけですね。ただ、問題は環境汚染ですから、ここはきちっと抑える。そうでないと、経済性がいいといつてやったのが、かえって本当は経済性がまずいということになりかねないと思います。

そんなことだと思うんですが、最後にちょっと数字を挙げてありまして、ブランクになっているところは、実は数字がわからないということのようですけども、例えばペットでいくと43万トンつくって、市町村の分別回収が21万、だから市町村以外の行方不明があるわけですね。半分ぐらいあります。そして市町村が集めたものについても、これは輸出に—市町村としては輸出業者が買ってくればそっちにまわすはずですから、そういう形で輸出されていくんだと思うんですね。問題は、要するにこの法律の最終ねらいは、最終処分量を減らすこと、そして資源の有効利用にある。もちろん環境汚染にも注意が必要です。そうすると何が大切かというと、要するに最終処分量がどのくらいになって、そもそもつくられたのはどのくらいあるか。今把握しているのはどうも半分くらいかな、5割ぐらいかなと。もちろん、この中でどんどんリサイクル率が上がってきたり、ペットになったり、非常な技術革新が起こっていますけれども、やはり行方不明のところを何とか研究していつて、それが本当に資源の有効循環、有効利用に貢献しているなら別に問題はない。ただ、もちろん単にほうっておいてそうなるということではなくて、テレビでも出ており

ましたけれども、広い点で質もやはり変わってくる、そういのは相手の国と協力をして対話をしながら、日本が環境の主導権を廃棄物に限らず、温暖化や、ISO14001 取得、そういうのを統合して、日本の外交の柱として、環境というものを持ってきたらいいんじゃないか、こういうふうを考えている次第です。

どうも、時間がないのに押してしまって恐縮でございます。以上です。(拍手)

(次葉以下は当日配付資料)

2004年10月14日

容器包装リサイクル法に見直しに関する論点と考え方

慶應義塾大学経済学部

教授 山口光恒

1、OECD ガイドスマニュアル

1) 拡大生産者責任 (EPR) とは

定義

「生産物に対する生産者の(物理的・金銭的)責任を当該製品の廃棄後まで拡大する」環境政策の手法

特徴

「責任を(全面的・部分的に)自治体からライフサイクルの上流にシフトすること」(テークバック及びリサイクル)

「生産者に環境に配慮した製品設計を行うインセンティブを与えること」

対象

基本的には一般廃棄物、但しこの思想が他にも拡大(自動車)

目的

処分量削減(処分場延命)、資源有効利用、(環境汚染削減)

2) マニュアルの位置づけと内容

A) 位置づけ

各国政府への情報提供

特定の方向を与えたり、EPRの優先性を正当化するものでもない

各国の経済・社会・文化的背景を勘案の要

B) 内容

生産者とは 制御可能性を有するもの 一般にブランドオーナー

小売業者、流通業者、消費者など全ての主体の協力が必要

制度設計上の留意点

製品の性質毎、手法も規制から自主協定まで多様

対象製品の選定、既販売製品の扱い、各関係者の役割等につき総合的分析が必要

最終処分量が多い製品、処分場制約が強い製品にはEPRが適している

責任分担 自治体と生産者、生産者その他の民間主体

3) マニュアルの問題点

地方税還元問題

支払時期問題(検討不十分) 配付資料 153頁

2、容り法見直しに際しての論点と考え方

容り法は対象品目の減量化、回収率・リサイクル率向上、参加自治体数増加、リサイクル技術革新、国民の関心向上などで成果を挙げた。

評価の判断基準

環境効果、経済効率、衡平性、実現可能性、環境教育

論点1、自治体の役割 自治体から生産者への全面的責任移転の是非

1) 生産者への全面的責任移転（含む金銭的移転）は社会的にプラスか否か

3Rに対するインセンティブが強まる（但し、最終負担は生産者と消費者による分担）

自治体の費用 > 生産者の費用であればプラス

但し、自治体の費用分を生産者に支払うか、住民税を減税しないと社会的にマイナス

2) 自治体業務の効率性（民間への委託、新規参入と規制）

市場化テスト(地方自治経営学会報告 2000年4月)、先ず最新時点での実態把握が第一歩
総務省：容器包装のリサイクルの促進に関する政策評価書（ポイント）

市町村の……分別収集費用等のデータの体系的・継続的把握が必要 2003年1月

→環境省による調査 中環審廃棄物リサイクル部会第18回資料（2004年7月21日）

費用便益分析検証（手法改良、対象品目別に）→対象不適合品目の有無

容り法施行と費用便益分析

				1999年(百万円)	
				既設最終処分場の場合	新設最終処分場の場合
費用	事業者	再商品化委託費用	ガラスびん	1,070	1,070
			ペットボトル	4,021	4,021
		内部コスト		972	972
	市町村	分別収集導入等費用	ガラスびん	6,020	6,020
			ペットボトル	6,846	6,846
小計A				18,929	18,929
便益	市町村	埋立処分量削減便益	ガラスびん	1,451	6,868
			ペットボトル	676	3,202
	社会的費用(枯渇性資源の採取)削減		ガラスびん	305	305
			ペットボトル	6,961	6,961
小計B				9,393	17,336
ネットコスト(=A-B)				9,536	1,593

産構審廃棄物リサイクル部会第17回容器包装リサイクル小委員会 2000年12月11日

(容り法と家電リサイクル法の費用便益分析手法の相違)

論点 2、3 Rの優先順位

1) プラスチックのリサイクル手法について

現状 Material Recycle (MR) 優先 Thermal Recycle (TR) は認められていない

MR と CR (Chemical Recycle) の比較

入札方式と落札単価 (2002 年度)

MR 107,692 円、高炉還元剤化 83,083 円、コークス炉化学原料化 78,184 円、ガス化 80,194 円、
油化 98,111 円 (容器包装リサイクル協会ホームページ)

環境・経済効率面での相対比較 (MR、CR、TR の比較、製品バスケット法による)

環境効果 CO₂、SO₂、NO_x

	環境効果		経済効率	
	発電効率 20%	同左 30%	発電効率 20%	同左 30%
MR	○	×	×	? TR データ なし
CR	○	×	×	
TR	×	○	○	

その他考慮すべき要因

感情面、教育面、家電等への影響

発電効率一定以上の条件でテストしてみてはどうか (技術革新の効果もあり)

2) Reduce 優先とドイツの経験 (添付新聞記事)

2003 年 1 月 リサイクル可能カン・ビンに対する Deposit 開始(0.25-0.5 ユーロ)

再利用容器が所定の比率を下回ったため

スーパーマーケットでリサイクル可能カン・ビンの販売停止 (コスト引き合わず)

消費者は購入した小売店へ返却 (不便) →売り上げ減少

→スーパーでの回収ルート構築インセンティブ減少→メーカーへの打撃→雇用面

論点 3、貿易障害問題 (WTO との関係) GATT/TBT 協定上の問題 配付資料 142 頁

デンマークボトルケース (1988 年) とその後の GATT 判断

テークバック、リサイクルコンテンツ、缶ビールとビンビールは同種の産品か (内国民待遇)

再利用不能容器への課税、Returnable 容器の使用強制など

EU の WEEE 及び日本の自動車燃費問題で具体的ケースあり

論点 4、再生品の需要創出—海外を視野に入れたリサイクル制度の構築

NHK スペシャル「日本のゴミ、大陸へ渡る」中国式リサイクル錬金術 2004 年 7 月 25 日

最終的には地球規模で資源の最適循環が達成されればよい

但し特に海外については環境汚染面での特段の配慮・監視
廃棄量・指定法人引取量・再生品販売量の乖離

平成15年度実績 単位(t)

	ペットボトル	プラスチック製容器包装	紙製容器包装
廃棄量（製造量）	436,556		
市町村分別収集量	211,753	401,697	76,878
指定法人引取量	173,875	368,005	30,652
再商品化製品販売量	124,298	256,150	29,881

出所：第12回産業構造審議会 環境部会 廃棄物リサイクル小委員会資料（2004年9月17日）

課題は最終処分量減少

Germany already has high level of recycling – just 4 per cent of packaging waste ends up in landfill sites. FT July 9 2003